

# 地域防災計画

---

資料編

平成25年6月

和寒町防災会議



# 目 次

## 資 料 編

条例及び協定等	1
条例 1 和寒町防災会議条例	1
条例 2 和寒町災害対策本部条例	2
協定 1 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	3
協定 2 北海道広域消防相互応援協定	6
協定 3 和寒郵便局、和寒町間の協力に関する協定	8
協定 4 災害時における応援協定一覧	10
図 表 等	12
第 4 章一別表 1 水防区域	12
第 4 章一別表 2 重要水防施設（樋門、樋管）	13
第 4 章一別表 3 地すべり・がけ崩れ等危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）	15
第 4 章一別表 4 土石流危険区域	16
第 4 章一別表 5 危険物取扱所及び貯蔵所	17
第 4 章一別表 6 水防倉庫及び主要備蓄資機材一覧	18
第 4 章一別表 7 消防組織	18
第 4 章一別表 8 消防施設整備状況	19
第 4 章一別表 9 対象地区別避難所及び避難場所	20
第 4 章一別図 1 災害危険図	22
第 5 章一別表 1 被害状況の判定基準	23
第 5 章一別表 2 車両確保の現況	27
第 5 章一別表 3 ヘリコプター発着可能地	27
第 5 章一別表 4 災害応急金融計画（大綱）	28
第 5 章一別表 5 被災者生活再建支援法について	40
地 第 3 章一別表 1 気象庁震度階級関連解説表	42
様 式	46
第 3 章一様式 1 注意報、警報並びに情報等受理票	46
第 4 章一様式 1 水防活動実施報告書	47
第 5 章一様式 1 災害情報	48
第 5 章一様式 2 被害状況報告（速報 中間 最終）	50
第 5 章一様式 3 公用令書等（別表 第 1 号様式～第 6 号様式）	52
第 5 章一様式 4 避難所収容台帳（避難所）	55
第 5 章一様式 5 避難所設置及び収容状況（和寒町）	55
第 5 章一様式 6 規制の標識等	56
第 5 章一様式 7 緊急通行車両確認証明書	57
第 5 章一様式 8 世帯構成員別被害状況	57
第 5 章一様式 9 物資購入（配分）計画表	58
第 5 章一様式 10 物資受払簿	58

第5章—様式1 1	物資給与及び受領簿	59
第5章—様式1 2	物資の給与状況	59
第5章—様式1 3	消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票	60
第5章—様式1 4	救急患者の緊急搬送情報伝達票	61
第5章—様式1 5	自衛隊の災害派遣要請	62
第5章—様式1 6	自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請	63

# 条例及び協定等

## 条例 1 和寒町防災会議条例

(昭和 37 年 12 月 19 日条例第 25 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基き、和寒町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 和寒町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (9) 公共的団体の職員のうちから町長が任命する者
- (10) 自衛隊の隊員のうちから町長が任命する者

6 前項の委員の定数は、25 人以内とする。

7 第 5 条第 7 号及び第 8 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(部会)

第 5 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第 6 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

## 条例 2 和寒町災害対策本部条例

(昭和 37 年 12 月 19 日条例第 26 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、和寒町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

# 協定 1 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

## 災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急対処事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある市町村）のみでは避難、救援等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条第 1 項及び第 68 条第 1 項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項若しくは同法第 183 条において準用する第 17 条第 1 項及び第 18 条第 1 項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第 2 条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救援及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第 3 条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第 4 条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第 5 条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第 6 条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第 1 要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第 2 要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第 3 要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第 7 条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第 2 条第 1 号及び第 2 号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第 2 条第 3 号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第 2 条第 4 号に掲げる職員の職種別人員

(5) 応援場所及び応援場所への経路

(6) 応援の期間

(7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

- 2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあつてはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあつてはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。
- 3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあつては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であつて必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があつたものとみなす。
- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

平成9年11月5日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北海道  
北海道知事

北海道市長会  
北海道市長会長

北海道町村会  
北海道町村会長

地域区分	構成市町村	地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村	宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町村	網走支庁	網走支庁管内の市町村
檜山支庁	檜山支庁管内の町	胆振支庁	胆振支庁管内の市町村
後志支庁	後志支庁管内の市町村	日高支庁	日高支庁管内の町
空知支庁	空知支庁管内の市町村	十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
上川支庁	上川支庁管内の市町村	釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村	根室支庁	根室支庁管内の市町

## 協定 2 北海道広域消防相互応援協定

### 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 21 条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定の対象とする災害は、法第 1 条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第 3 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第 4 条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第 5 条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援
- (2) 航空応援回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第 6 条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第 7 条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第 1 要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第 2 要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

ウ 第 3 要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第 1 要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

- 2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- 3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

- 第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。
- 2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

- 第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等(以下「応援側」という。)の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。
- 2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

- 第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

- 第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。
- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
  - (2) 車両及び機械器具の燃料費(現地で調達したものを除く。)
  - (3) 車両及び機械器具の修理費
  - (4) 消耗品の補充費(現地で調達したものを除く。)
- 2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。
  - 3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

- 第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。
- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
  - (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償
- 2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

- 第12条 この規定の定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

- 第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附則(平成6年7月25日締結)

この協定は平成6年8月1日から施行する。

地域	構成市町等(注 道北以外の地域については、略)
道北地方	旭川市、大雪消防組合、上川中部消防事務組合、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、富良野地区事務組合、増毛町、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合

## 協定 3 災害発生時における和寒郵便局と和寒町の協力に関する協定

### 災害時における和寒郵便局、和寒町間の協力に関する協定書

和寒郵便局（以下「甲」という。）と和寒町（以下「乙」という。）は、和寒町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

#### （定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

#### （協力要請）

第2条 甲及び乙は、和寒町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (2) 被災者の避難先及び避難者リスト等の情報を相互に提供
- (3) 甲が所有する車両を緊急車両等として業務に支障のない範囲で提供（車両配備局に限る）
- (4) 郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて各社から要請があった場合の取扱い
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

#### （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

#### （会議）

第4条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が開催する防災会議に出席する。

#### （訓練）

第5条 甲は、業務の遂行に支障のない範囲内で、乙が行う防災訓練に参加する。

#### （経費の負担）

第6条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。  
2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

#### （災害情報連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

#### （情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

#### （連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 郵便局株式会社和寒郵便局長
- 乙 和寒町総務課長

#### （協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

#### （有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成20年6月30日から平成30年6月29日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに1年間効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年6月30日

甲 和寒郵便局  
代表者 和寒郵便局長

乙 和寒町  
代表者 和寒町長

## 協定 4 災害時における応援協定一覧

協定の名称	協定者又は根拠法	締結日 (施行日)	応援・協力の内容
北海道広域消防相互応援協定	消防組織法第 21 条	H3. 4. 1	応援隊の派遣
災害時相互応援に関する協定	日本水道協会北海道地方支部道北地区協議会	H19. 8. 1	地震、異常湧水等による水道災害時に速やかな給水能力の回復のための会員相互間の応援活動
災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	道・道市長会・道町村会	H20. 6. 10	食料・飲料水・生活必需物資・資機材の提供及びあっせん
			被災者等の救出、医療及び防疫、施設の応急措置に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
			避難、救援及び救出活動に必要な車両等の提供及びあっせん
			避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
			被災者等の一時収容のための施設の提供及びあっせん
災害時等における和寒郵便局と和寒町の協力に関する協定	和寒郵便局・和寒町	H20. 6. 30	郵便局ネットワークを活用した広報活動
			被災者の避難先及び避難者リスト等を相互に提供
			郵便局の車両を緊急車両等として提供（業務に支障のない範囲）
			災害特別事務取扱い、非常払及び非常取扱い
緊急時飲料提供ベンダー設置契約	和寒町・サントリーフーズ株式会社	H21. 5. 26	緊急時に自動販売機に収納されている商品の取り出し
			サントリー天然水 2L 20 ケース(120 本) 24 ヶ月毎交換
災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	和寒町・北海道コカ・コーラボトリング株式会社	H21. 6. 24	自動販売機の電光掲示板による情報の提供（地域、行政、災害、気象等）
			緊急時の自動販売機内在庫飲料の無償提供
北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局長・和寒町	H22. 5. 28	大規模自然災害発生時における被害拡大と二次災害の防止に資する応援（土木施設等の被害状況の把握、資機材の運搬、被災箇所の把握、進入路の確保等）
災害等の発生時における和寒町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	和寒町・北海道エルピーガス災害対策協議会	H22. 7. 22	被災場所における LP ガスの被害状況・復旧状況の情報提供
			被災場所における応急措置・復旧工事
			避難場所への LP ガスの供給・関連機器の設置
			供給停止が長期となる場合の簡易コンロ等の手配
			大規模火災現場における LP ガス設備の撤去等安全対策

協定の名称	協定者又は根拠法	締結日 (施行日)	応援・協力の内容
災害時における和寒町と和寒建設協会の協力体制に関する協定書	和寒町・和寒建設協会	H22.9.1	人命救助活動
			水防活動
			交通障害物除去活動
			協力内容に必要な物資等の運搬、供給又は貸与等
災害時における生活関連物資の供給に関する協定	和寒町・株式会社ホクレン商事	H23.9.29	食料品や日用品などの生活関連物資の確保・供給

# 図 表 等

## 第 4 章－別表 1 水防区域

図面	危 険 区 域						予 想 さ れ る 被 害				整 備 計 画	
	地区名	水系名	河川名	流心距離 (Km)	危険区域 延長(m)	災害の 要因	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要
1	北原	天塩川	1 級 剣淵川	0～1.9	左岸 1,900	堤防 断面	10		町道	耕地 90ha	道建設部	実施済み
2	北原・川西	天塩川	1 級剣淵川	1.9～7.9	両岸 6,000	堤防 断面	240	2	道々和寒幌加内線 道々和寒鷹栖線 町道	耕地 605ha	道建設部	実施済み
3	川西・中和	天塩川	1 級剣淵川	7.9～12.8	両岸 4,900	堤防 断面	26		道々和寒鷹栖線 町道	耕地 363ha	道建設部	計画検討中
4	南丘	天塩川	1 級剣淵川	15.3～15.7	左岸 400	堤防 断面			町道		道建設部	計画検討中
5	北原	天塩川	1 級 ペンケヘオッヘ川	0～1.5	右岸 1,500	堤防 断面	5		町道	耕地 61ha	道建設部	実施済み
6	北原・菊野	天塩川	1 級 ペンケヘオッヘ川	1.5～4.9	右岸 3,400	氾濫	8		道々三和剣淵線 町道	耕地 91ha	道建設部	計画検討中
7	東和	天塩川	1 級 6 線川	0～4.0	左岸 4,000	氾濫	7		国道 40 号線 町道	耕地 45ha	道建設部	計画検討中
8	北原・菊野	天塩川	1 級 辺乙部川	0～6.0	両岸 6,000	堤防 断面	29		道々和寒幌加内線 道々三和剣淵線 町道	耕地 545ha	道建設部	実施済み
9	菊野・西和	天塩川	1 級 辺乙部川	6.0～15.2	両岸 9,200	堤防 断面	30	2	道々和寒幌加内線 町道	耕地 454ha	道建設部	実施済み
10	三和	天塩川	1 級 シンナイ川	0～1.3	両岸 1,300	堤防 断面	3		町道	耕地 45ha	道建設部	実施済み
11	三和	天塩川	1 級 シンナイ川	1.3～1.5	両岸 200	氾濫			道々和寒幌加内線 道々三和剣淵線 町道	耕地 15ha	道建設部	計画検討中
12	三和	天塩川	1 級 タツネウシヘオッヘ川	0～0.4	両岸 400	堤防 断面	3		町道	耕地 20ha	道建設部	実施済み
13	三和	天塩川	1 級 タツネウシヘオッヘ川	0.4～2.5	両岸 2,100	氾濫	2	2	道々和寒幌加内線 町道	耕地 30ha	道建設部	計画検討中
14	西和	天塩川	1 級西和川	0～0.4	両岸 400	堤防 断面	3		道々和寒幌加内線 町道	耕地 20ha	道建設部	実施済み
15	西和	天塩川	1 級西和川	0.4～2.5	両岸 2,100	氾濫	1		町道	耕地 11ha	道建設部	計画検討中
16	三笠	天塩川	1 級 ワッカウエンナイ川	0～0.6	両岸 600	氾濫	190	2	町道	耕地 15ha	道建設部	計画検討中
17	三笠	天塩川	1 級 マタルクシュケネブチ川	0～2.5	両岸 2,500	氾濫	19		道々和寒鷹栖線 町道	耕地 151ha	道建設部	計画検討中
18	三笠	天塩川	1 級 マタルクシュケネブチ川	2.5～3.2	右岸 700	氾濫	3		町道	耕地 30ha	道建設部	計画検討中
19	三笠	天塩川	1 級 マタルクシュケネブチ川	3.2～8.6	右岸 5,400	氾濫	7	1	国道 40 号線 町道	耕地 61ha	道建設部	計画検討中

## 第4章－別表2 重要水防施設（樋門、樋管）

番号	河川名	位置	大字	電話
1	ペンケペオッペ川	高原排水樋門	北原	32-3542
2	ペンケペオッペ川	和久排水樋管	北原	32-3541
3	ペンケペオッペ川	谷口排水樋管	北原	32-3546
4	剣淵川	増田排水樋管	三笠	32-3723
5	剣淵川	山崎排水樋管	三笠	32-3829
6	剣淵川	渡部排水樋門	北原	32-3557
7	剣淵川	渡部排水樋門	北原	32-3563
8	剣淵川	8線排水樋門	北原	32-3563
9	剣淵川	武山排水樋門	大成	34-3149
10	剣淵川	犬養排水樋門	大成	32-3729
11	剣淵川	遠藤排水樋管	松岡	32-3729
12	剣淵川	川島排水樋門	大成	32-3742
13	剣淵川	9線排水樋門	松岡	32-3729
14	剣淵川	矢萩排水樋管	松岡	32-3732
15	剣淵川	佐藤第1排水樋管	日ノ出	32-3642
16	剣淵川	佐藤第2排水樋管	日ノ出	32-3642
17	剣淵川	堂前排水樋管	松岡	32-3742
18	剣淵川	松岡排水樋門	松岡	32-3734
19	剣淵川	16線排水樋門	日ノ出	32-2424
20	剣淵川	竹本排水樋管	日ノ出	32-4190
21	剣淵川	伊藤排水樋管	三笠	32-3723
22	剣淵川	寒川橋排水樋管	三笠	32-3723
23	剣淵川	長谷川2号樋管	三笠	32-3708
24	剣淵川	上榭2号樋門	三笠	32-5053
25	辺乙部川	2号排水樋管	松岡	32-3730
26	辺乙部川	北原8線排水樋門	北原	32-3562
27	辺乙部川	北原排水樋門	北原	32-3564
28	辺乙部川	3号排水樋門	松岡	32-3583
29	辺乙部川	4号排水樋管	松岡	32-3582
30	辺乙部川	菊野排水樋門	菊野	32-3587
31	辺乙部川	藤井排水樋管	菊野	32-3766
32	辺乙部川	7号排水樋管	菊野	32-3764
33	辺乙部川	新北原排水樋門	北原	32-3564
34	辺乙部川	渡辺排水樋管	菊野	32-3535
35	辺乙部川	今北排水樋管	菊野	32-3755
36	辺乙部川	寺井排水樋門	菊野	32-3754

番号	河川名	位置	大字	電話
37	辺乙部川	幹線排水樋門	菊野	32-3766
38	辺乙部川	田中1号排水樋門	菊野	32-4515
39	辺乙部川	田中2号排水樋管	菊野	32-4515
40	辺乙部川	三田2号排水樋管	菊野	32-3233
41	辺乙部川	西本排水樋管	菊野	32-5054
42	辺乙部川	安部排水樋門	菊野	32-5053
43	辺乙部川	三田排水樋管	菊野	32-3233
44	シブンナイ川	12線排水樋管	松岡	32-3767
45	ワッカウエンナイ川	長谷川1号排水樋管	三笠	32-3708
46	ワッカウエンナイ川	上榭2号排水樋管	三笠	32-5053
47	剣淵川	前鼻排水樋管	三笠	32-3829
48	剣淵川	和田1号排水樋管	三笠	32-2055
49	剣淵川	和田2号排水樋門	三笠	32-2055
50	辺乙部川	第4号排水樋管	菊野	32-4515
51	辺乙部川	第5号排水樋門	菊野	32-5053
52	辺乙部川	上瀬戸排水樋門	菊野	32-5071
53	ペンケペオッペ川	高原排水樋管	北原	32-3542
54	剣淵川	日の出排水樋門	日ノ出	32-2724
55	辺乙部川	西和1号排水樋門	西和	32-5146
56	辺乙部川	第2号排水樋門	西和	32-5125
57	辺乙部川	第3号排水樋門	西和	32-5125
58	辺乙部川	第4号排水樋門	西和	32-5125
59	辺乙部川	第6号排水樋門	西和	32-5109
60	辺乙部川	第7号排水樋門	西和	32-5133
61	辺乙部川	第8号排水樋門	西和	32-5133
62	辺乙部川	第11号排水樋門	西和	32-5155
63	辺乙部川	第12号排水樋門	西和	32-5041
64	六線川	2号樋門	大成	32-3629
65	剣淵川	第4号排水樋門	川西	32-3782
66	剣淵川	1号排水樋門	川西	32-3782
67	剣淵川	2号排水樋門	川西	32-3782

## 第4章－別表3 地すべり・がけ崩れ等危険区域（急傾斜地崩壊危険区域）

番 号		危険区域の現況				予 想 さ れ る 被 害				法令等における指定状況					整 備 計 画		
一 連	図 面	市町村名	地区名	場所	危険区域 面積(ha)	住家 (戸)	公共 施設 (棟)	道路	その他	指定 機関	法令名	指定 年月日	指定 番号	危険区域との 関連		実施 機関	概 要
														全部	一部		
535	1	和寒町	東和1	六線川	1				普通六 線川 田 21ha		総点検					道 水産林務部	計画検討中
536	2	和寒町	東和2	六線川	1	1		町道 和 寒上士 別間道 路	普通六 線川 田 0.5ha		総点検					道 水産林務部	計画検討中
537	3	和寒町	渋谷の沢	ペオツペ 川	1	1		町道 菊 野剣淵 間道路	1級ペオ ツペ川 田 1.6ha		総点検					道 水産林務部	計画検討中
538	4	和寒町	上坊寺の沢	東陵川	1			町道 和寒上 士別間 道路	普通 東陵川		総点検					道 水産林務部	計画検討中
539	5	和寒町	送電線	ペオツペ 川	2			道道 雨竜旭 川線			総点検					道 水産林務部	計画検討中
540	6	和寒町	関根山腹	ペオツペ 川	2			道道 雨竜旭 川線			総点検					道 水産林務部	計画検討中
541	7	和寒町	加藤の山腹	ペオツペ 川	2			道道 雨竜旭 川線			総点検					道 水産林務部	計画検討中
542	8	和寒町	ひぐらし 公園	ひぐらし 公園地先	2			国道 40 号線	1級マルク シュケネブチ 川		総点検					道 水産林務部	計画検討中

※ 出典：「被害想定調査（災害危険区域現地調査）」の第1表～第6表より該当項目を掲載。

## 第4章一別表4 土石流危険区域

図面	危険区域の現況				溪流概況		予想される被害		整備計画			
	区域名	水系名	河川名	溪流名	溪流長 (km)	面積 (ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要
1	菊野	天塩川	一級 ヘオッペ川	菊野の沢	0.3	1.0			町道 菊野中央道路		道 林務部	計画検討中
2	東和	天塩川	一級 六線川	東和の沢A	0.3	1.0			町道 東和4線路	田 2.4ha	道 林務部	計画検討中
3	東和	天塩川	一級 六線川	東和の沢B	0.7	2.0			町道 東和4線道路		道 林務部	計画検討中
4	朝日	天塩川	一級 剣淵川	19線の沢A	2.5	5.0	3		町道 東19線道路	田 4.4ha	道 林務部	計画検討中
5	朝日	天塩川	一級 剣淵川	19線の沢B	1.7	5.0	3	浄水場1	町道 東19線道路	田 4.4ha	道 林務部	計画検討中
6	福原	天塩川	一級 ヘオッペ川	福原の沢	0.7	2.0			道道 雨竜旭川線		道 林務部	計画検討中
7	西和	天塩川	一級 ヘオッペ川	13線の沢	0.9	2.0	3		道道 和寒幌加内線	田 5.8ha	道 林務部	計画検討中
8	西和	天塩川	一級 ヘオッペ川	郵便局の沢	0.7	2.0	8		道道 和寒幌加内線	田 3.1ha	道 林務部	計画検討中
9	西和	天塩川	一級 ヘオッペ川	学校の沢	1.0	3.0	7		道道 和寒幌加内線	田 5.9ha	道 林務部	計画検討中
10	西和	天塩川	一級 ヘオッペ川	西和の沢	0.7	2.0			町道 西和9線道路		道 林務部	計画検討中
11	西和	天塩川	一級 ヘオッペ川	11線の沢	0.5	1.0	5		町道 西和11線道路	田 7.4ha	道 林務部	計画検討中
12	西和	天塩川	一級 ヘオッペ川	ホホロ川	0.8	2.0			町道 西和11線道路	田 0.9ha	道 林務部	計画検討中
13	三和	天塩川	一級 ヘオッペ川	358林班沢	2.0	5.0		浄水場1	町道 15線道路		道 林務部	計画検討中
14	福原	天塩川	一級 ヘオッペ川	奥瀬川	1.7	5.0			町道 西和15線沢道路		林野庁	計画検討中
15	福原	天塩川	一級 ヘオッペ川	22線川	1.0	3.0			町道 福原21線道路		林野庁	計画検討中
16	西和	天塩川	一級 ヘオッペ川	菊川	0.7	2.0			道道 和寒幌加内線		林野庁	計画検討中
17	西和	天塩川	一級 ヘオッペ川	11線川	1.3	4.0			町道 西和11線道路		林野庁	計画検討中
18	西和	天塩川	一級 ヘオッペ川	373林班 1号沢	1.7	5.0			町道 西和11線道路		林野庁	計画検討中
19	西和	天塩川	一級 ヘオッペ川	373林班 2号沢	1.4	2.0			町道 西和11線道路		林野庁	計画検討中
20	西和	天塩川	一級 ヘオッペ川	365林班沢	1.0	1.0			道道 雨竜旭川線		林野庁	計画検討中
21	東和	天塩川	一級 亀の沢川	東和の沢川	0.3	12	1		町道 0.08 km	耕地 1.13	道建設部	計画検討中
22	東丘	天塩川	一級 十四線沢川	十四線沢川	0.7	39	4		町道 0.38 km	耕地 3.07	道建設部	計画検討中
23	東丘	天塩川	一級 日の出川	日の出川	0.52	50	1		町道 0.44 km	耕地 4.13	道建設部	計画検討中
24	東丘	天塩川	一級 十六線川	十六線の沢川	1.05	60	4		道道士別和寒線 0.45 km 町道 0.08 km	耕地 3.41	道建設部	計画検討中
25	東丘	天塩川	一級 ワッカウエン ナイ川	東丘の沢川	0.3	17	2		町道 0.20 km	耕地 5.63	道建設部	計画検討中
26	朝日	天塩川	一級 朝瀬川	朝日一の沢川	0.83	89	2		JR宗谷本線 0.16 km 高速道路 0.08 km	耕地 2.25	道建設部	計画検討中
27	朝日	天塩川	一級 マタルクシュケ ネブチ	朝瀬川	1.08	99	3		JR宗谷本線 0.16 km 高速道路 0.05 km 国道40号 0.10 km	耕地 0.26	道建設部	計画検討中
28	西和	天塩川	一級 西幌川	西和の沢川	0.75	31	2		町道 0.35 km	耕地 2.92	道建設部	計画検討中
29	西和	天塩川	一級 西幌川	真鍋裏の沢川	0.5	15	3		道道和寒幌加内線 0.28 km	耕地 4.72	道建設部	計画検討中
30	西和	天塩川	一級 西井川	西和一の沢川	0.7	57	1		町道 0.21 km	耕地 3.58	道建設部	計画検討中

※ 出典：「被害想定調査（災害危険区域現地調査）」の第1表～第6表より該当項目を掲載。

## 第4章－別表5 危険物取扱所及び貯蔵所

事業所	事業所名	設置場所	区分	種類	数量
1	JA北ひびき和寒基幹支所				
	農協会館	西町	地下タンク貯蔵所(重油)	第3石油類	5,000
	ライスセンター	三笠	地下タンク貯蔵所(灯油)	第2石油類	10,000
	給油所	南町	給油取扱所		64,050
				第1石油類	40,000
				第2石油類	20,000
				第3石油類	2,050
2	和寒町				
	公民館	北町	地下タンク貯蔵所	第2石油類	3,000
	町民センター	西町	地下タンク貯蔵所	第3石油類	7,000
	保育所	三笠	地下タンク貯蔵所	第2石油類	1,600
	旧中和小学校(休止)	中和	地下タンク貯蔵所	第2石油類	1,900
	旧三和小学校	三和	地下タンク貯蔵所	第2石油類	3,000
	総合体育館	三笠	地下タンク貯蔵所	第3石油類	10,000
	町立病院(保健福祉センター)	西町	地下タンク貯蔵所	第2石油類	3,000
	廃棄物最終埋立処分場浸出水処理施設	西和	地下タンク貯蔵所	第2石油類	1,900
	乾燥調整貯蔵施設(農協)	三笠	地下タンク貯蔵所	第2石油類	10,000
旧和寒中学校(休止)	松岡	一般取扱所	第2石油類	3,000	
3	前川石炭販売(有)				
		南町	移動タンク貯蔵所(46-11)	第2石油類	4,000
4	有限会社豊和産業 給油所				
		三笠	移動タンク貯蔵所(51-32)	第2・3石油類	4,000
		三笠	移動タンク貯蔵所(12-62)	第2・3石油類	4,000
		三笠	給油取扱所		49,900
				第1石油類	15,000
5	信菱興業株式会社 給油所				
	(廃止)	南町	移動タンク貯蔵所(324)	第2石油類	4,000
		南町	給油取扱所		70,000
				第1石油類	20,000
6	北産木材工業株式会社	東町	地下タンク貯蔵所(休止)	第3石油類	10,000
7	株式会社塩狩温泉(休止)	塩狩	地下タンク貯蔵所	第3石油類	10,000
8	和寒コンクリート株式会社				
		三笠	屋外タンク貯蔵所	第3石油類	10,000
		三笠	自家用給油取扱所	第2石油類	9,900
9	山田ブロック工業株式会社(休止)	三笠	一般取扱所	第2石油類	9,600
10	山田ブロック工業株式会社(休止)	三笠	屋外タンク貯蔵所	第3石油類	9,695
11	塩狩きのこ生産組合	朝日	屋外タンク貯蔵所	第2石油類	1,900
12	和寒中学校	日の出	地下タンク貯蔵所	第2石油類	6,000
13	北日本床土株式会社	三笠	地下タンク貯蔵所	第3石油類	20,000
13	東日本高速道路株式会社 和寒IC	三笠	自家用給油取扱所	第2石油類	3,000

## 第4章－別表6 水防倉庫及び主要備蓄資機材一覧

### 1 水防用資機材の備蓄状況

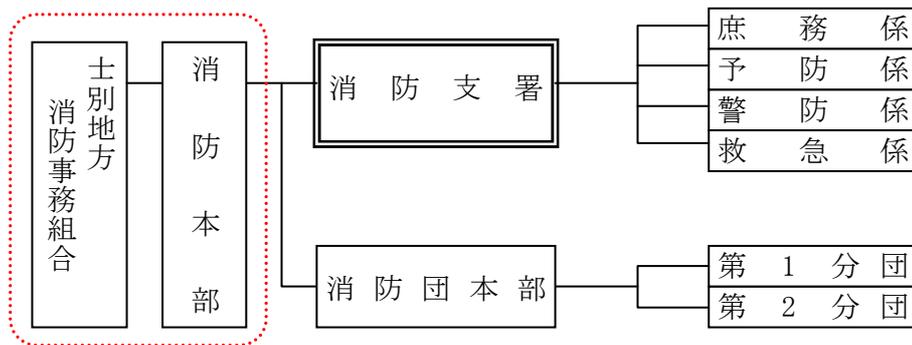
品名	土のう用袋	スコップ	ツルハシ	掛け矢	灯光器	ヘルメット	ロープ(巻)
数量	300	88	2	14	5	22	2

### 2 給水資機材の保有状況

資機材名	数量	能力	保管場所
給水タンク	1	1000ℓ	水防倉庫
ポリタンク	60	18ℓ	〃

## 第4章－別表7 消防組織

### 1 土別地方消防事務組合



### 2 消防職員配置 (条例定数 14 人)

階級別 区別	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
	消防和寒支署	1	1	8	1	2

### 3 消防団員配置 (条例定数 62 人)

階級別 区別	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
	計	1	1	3	3	3	7	30

## 第4章－別表8 消防施設整備状況

### 1 車輛

種類	台数	種類	台数
消防ポンプ自動車	1台	救急自動車	1台
水そう付消防ポンプ自動車	3台	指令車	1台
小型動力ポンプ付水槽車	1台		

### 2 消防水利施設

地区	防火水槽	消火栓	地区	防火水槽	消火栓	地区	防火水槽	消火栓
西町地区	13	8	中和地区	3	1	大成地区	2	
南町地区	1	6	三和地区	1	2	川西地区	2	
北町地区	3	3	菊野地区	1	2	福原地区	1	
東町地区	6	4	松岡地区	2	2	朝日地区	1	
三笠地区	17	3	北原地区	1	1	東和地区	1	
東丘地区	4	2	西和地区	3		南丘地区	1	
日ノ出地区	3	1						

### 3 資機材

区分	種類	数量	区分	種類	数量
救助器具	救命浮輪	2	救助器具	レスキューツール	1
救助器具	救命胴衣	7	救助器具	救助用バスケット	1
救助器具	救助マット	1	消防用器具	消防ホース 町野 65mm	152
消防用器具	耐熱服	2	消防用器具	背負式消化器具	5
消防用器具	耐電衣	2	消防用器具	組立水槽 2,500ℓ	1
消防用器具	耐電手袋	2	消防用器具	組立水槽 500ℓ	1
消防用器具	耐電長靴	2	消防用器具	発泡機	3
消防用器具	空気呼吸器	5	消防用器具	泡ノズル	4
消防用器具	空気ボンベ	10	消防用器具	発電機(移動) 投光機	6
消防用器具	エアソー	1	消防用器具	梯子(2連)	3
消防用器具	ポートパワー	1	消防用器具	梯子(3連)	2
消防用器具	可搬式ウィンチ	2	消防用器具	水損防止シート	7
消防用器具	チェンソー	1	消防用器具	赤外線カメラ	1
消防用器具	酸素溶断機	1			
消防用器具	エンジンカッター	1	保安器具		
消防用器具	緩降機	1	消化剤	泡原液(合成界面活性剤)	380ℓ
消防用器具	ロープ 100m	1	消化剤	油吸着マット	216
消防用器具	ロープ 50m	2	消化剤	油処理剤	98ℓ
消防用器具	廃煙機	1	消化剤	油吸着剤(ACライト)	15kg
消防用器具	携帯用コンクリート破壊器具	1	救急救助隊用具		
消防用器具	消防ホース 町野 50mm	122	その他	可燃性ガス測定機	2

## 第4章一別表9 対象地区別避難所及び避難場所

### 1 一時避難所

地区名	名称	所在地	避難時の災害種別
恵みヶ丘、大通、西町、仲町、若草自治会	和寒小学校グラウンド	和寒町字北町	風水害・地震
中和自治会	旧中和小学校グラウンド	和寒町字中和	風水害・地震
三和・菊野自治会	旧三和小学校グラウンド	和寒町字三和	風水害・地震
東山自治会	旧大成小学校グラウンド	和寒町字大成	風水害・地震
松岡・北原自治会北原地区	旧北原小学校グラウンド	和寒町字北原	風水害・地震
松岡・北原自治会松岡地区	旧和寒中学校グラウンド	和寒町字松岡	風水害・地震
東山自治会日ノ出地区	和寒中学校グラウンド	和寒町字日ノ出	風水害・地震
かたくり、三笠南自治会	総合運動公園グラウンド	和寒町字三笠	風水害・地震
西和福原自治会西和地区	旧西和小学校グラウンド	和寒町字西和	風水害・地震
西和福原自治会福原地区	旧福原小学校グラウンド	和寒町字福原	風水害・地震

### 2 避難所

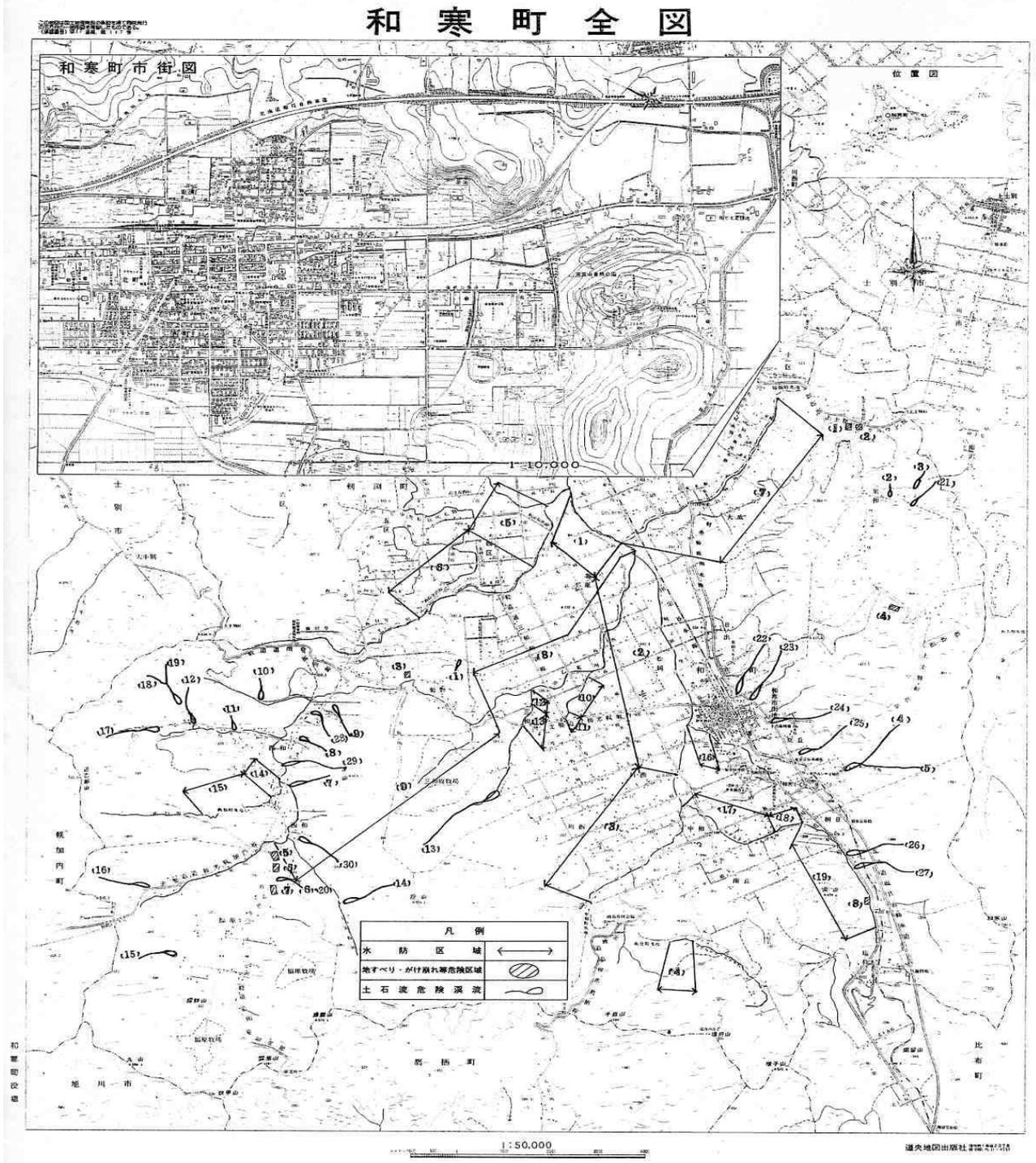
地区名	名称	所在地	電話番号	避難時の災害種別
若草自治会の一部	和寒町公民館	和寒町字北町	32-2477	風水害・地震
恵みヶ丘、仲町自治会の一部、西町自治会	和寒小学校	和寒町字北町	32-2003	風水害・地震
仲町自治会の一部	和寒町民センター	和寒町字西町	32-2421	風水害・地震
大通自治会旧3区	西町町民センター	和寒町字西町	32-2341	風水害・地震
恵みヶ丘自治会の一部	交流施設ひだまり (大通自治会館)	和寒町字北町	32-3300	風水害・地震
中和自治会	中和地域センター (中和自治会館)	和寒町字中和	32-4090	風水害・地震
三和・菊野自治会	三和地域センター (三和・菊野自治会館)	和寒町字三和	—	風水害・地震
西和福原自治会西和地区	西和地域センター (西和福原自治会館)	和寒町字西和	—	風水害・地震
西和福原自治会福原地区	福原集会所	和寒町字福原	—	風水害・地震
東山自治会大成東和地区	大成寿の家 (東山自治会館)	和寒町字大成	—	風水害・地震
中和自治会朝日地区	朝日集会所	和寒町字朝日	—	風水害・地震
中和自治会塩狩地区	塩狩峠記念館	和寒町字塩狩	32-4088	風水害・地震
恵みヶ丘自治会の一部	東町地域センター (恵みヶ丘自治会館)	和寒町字東町	—	風水害・地震
かたくり自治会の一部	三笠地域センター (かたくり自治会館)	和寒町字三笠	32-4777	風水害・地震

地 区 名	名 称	所 在 地	電話番号	避 難 時 の 災 害 種 別
松岡・北原自治会松岡地区	松岡地域センター (松岡・北原自治会館)	和寒町字松岡	—	風水害・地震
松岡・北原自治会北原地区	北原地域センター	和寒町字北原	—	風水害・地震
かたくり、若草自治会の一部、三笠南自治会	和寒町総合体育館	和寒町字三笠	32-4470	風水害・地震
大通自治会旧 4・5 区、東山自治会日ノ出地区、松岡・北原自治会の松岡地区の一部	和寒中学校	和寒町字日ノ出	32-2057	風水害・地震

### 3 福祉避難所

地 区 名	名 称	所 在 地	電話番号	避 難 時 の 災 害 種 別
全町	保健福祉センター	和寒町字西町	32-2000	風水害・地震

第4章—別図1 災害危険図



## 第5章—別表1 被害状況の判定基準

被害区分		判 断 基 準
① 人的被害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) 町外の者が町内に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、本町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重症、軽症についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヶ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヶ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	住 家	<p>現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判断基準
② 住家被害	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。	
④ 農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流失した状態のもの。 (2) 埋没とは、粒径 1mm 以下にあつては 2cm、粒径 0.25mm 以下の土砂にあつては 5cm 以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
⑤土木被害	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの。
⑥水産被害	—	町内に該当する被害はなし。
⑦林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
⑧衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨商工被害	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
被害区分		判断基準
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう。 （私学関係はその他の項目で扱う。）
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設等をいう。

被害区分		判断基準
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	水道 (戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話 (戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス (戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
		上記の項目以外のものでも特に報告を要すると思われるもの。

## 第5章－別表2 車両確保の現況

### 1 町有車両の現況

車 種	台数(台)	所 属 ( 管 理 ) 課	台数(台)
乗用車	7	総務課	1
		建設課	1
		産業振興課	2
		保健福祉課	1
		教育委員会	1
		町立病院	1
軽自動車	9	総務課	2
		建設課	1
		保健福祉課	4
		教育委員会	2
バス	5	建設課	5
小型貨物車	2	農想塾	1
		建設課	1
軽トラック	3	産業振興課	1
		住民課	1
		農想塾	1
ワゴン車	1	建設課	1

## 第5章－別表3 ヘリコプター発着可能地

管 内	小 学 校 区	場 所	住 所	緯 度 経 度
上川	和寒	和寒小学校グラウンド	和寒町字北町	北緯44度01分31秒 東経142度24分56秒
上川	〃	旧中和小学校グラウンド	和寒町字中和	北緯43度59分39秒 東経142度24分40秒
上川	〃	旧三和小学校グラウンド	和寒町字三和	北緯44度01分10秒 東経142度22分05秒
上川	〃	旧西和小学校グラウンド	和寒町字西和	北緯44度01分15秒 東経142度18分22秒
上川	〃	旧北原小学校グラウンド	和寒町字北原	北緯44度02分58秒 東経142度22分45秒
上川	〃	旧和寒中学校グラウンド	和寒町字松岡	北緯44度01分35秒 東経142度23分45秒
上川	〃	総合運動公園グラウンド	和寒町字三笠	北緯44度00分52秒 東経142度25分03秒

## 第5章—別表4 災害応急金融計画（大綱）

（平成23年度）

融資の名称		内容・資格・条件等					
生活福祉資金	総合支援資金	資金の種類	内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利子
		生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	（単身） 月150,000円以内 （複数世帯） 月200,000円以内	最終貸付日から6か月以内	20年以内	無利子 （連帯保証人が設定できない場合：1.5%）
		住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6か月以内 （生活支援費と併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から6か月以内）		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000円以内				
	福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために必要な費用（別表参照）	5,800,000円以内 ※資金の用途に応じて上限目安額を設定	6か月以内	20年以内 ※資金の用途に応じて上限目安年数を設定	無利子 （連帯保証人が設定できない場合：1.5%）
		緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける費用	100,000円以内	2か月以内	8か月以内	無利子
	教育支援資金	就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	500,000円以内	6か月以内	20年以内 ※資金の用途に応じて上限目安年数を設定	無利子 （連帯保証人が設定できない場合：1.5%）
		教育支援費	高等学校、大学又は高等専門学校に修学するのに必要な経費	（高校） 月35,000円以内 （高専） 月60,000円以内 （短大） 月60,000円以内 （大学） 月65,000円以内			
	不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸付	（土地評価額の7割） 月額300,000円以内	契約終了後3か月以内	据置期間終了時	年3%、または長期プライムレートのいずれか低い利率
		要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	（土地評価額の7割） 保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内	契約終了後3か月以内	据置期間終了時	
※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。							

融資の 名称	内容・資格・条件等				
生活 福祉 資金	(福祉資金福祉費別表)				
	使途目的	呼 称	貸付限度目安	償還期間	利子
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能修得期間 ・6か月以内 1,300,000円 ・1年以内 2,200,000円 ・2年以内 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内	無利子 (連帯保証 人が設定で きない場 合：1.5%)
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内	
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内	
	障害者用の自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内	
	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内	
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要なと認められる場合 2,300,000円	5年以内	
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要なと認められる場合 2,300,000円	5年以内	
	災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	災害経費	1,500,000円	7年以内	
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内	
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内		

融資の名称	内容・資格・条件等						
資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子福祉団体においては政令で定める事業）を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,830,000 円 団体 4,260,000 円		1 年	7 年以内	無利子
事業継続資金	母子家庭の母 母子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業（母子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000 円		6 か月	7 年以内	無利子
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専門学校（高等課程） 短大、専修大学（専門課程） 大学	高校、専門学校 公立（自宅）18,000 円 （自宅外）23,000 円 私立（自宅）30,000 円 （自宅外）35,000 円 短大、専修大学（専門課程） 公立（自宅）45,000 円 （自宅外）51,000 円 私立（自宅）53,000 円 （自宅外）60,000 円 大学 公立（自宅）45,000 円 （自宅外）51,000 円 私立（自宅）54,000 円 （自宅外）64,000 円	就学期間中	当該学校卒業後 6 か月	20 年以内 専修学校（一般課程は 5 年以内）	無利子
技能習得資金	母子家庭の母 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金（例洋裁、タイプ、栄養士等）	月額 50,000 円 （特 1 回 450,000 円）	知識、技能を習得する期間中 3 年をこえない範囲内	知識、技能修得後 6 か月	10 年以内	無利子
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額 68,000 円 （特 1 回 460,000 円） （注）修業施設で知識、技能習得中の児童が 18 歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中 3 年をこえない範囲内	知識、技能修得後 6 か月	6 年以内	無利子
就職支度金	母子家庭の母 又は児童父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金	100,000 円 （特別 320,000 円）		1 か月	10 年以内	無利子

母子・寡婦福祉資金

融資の名称	内容・資格・条件等						
医療介護資金	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
	母子家庭の母 又は児童 寡婦	医療又は介護（当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	340,000円  (特1回 480,000円) 介護 500,000円		6か月	5年以内	無利子
生活資金	技能修得金借受期間中の生活費補給資金		月額 (一般) 103,000円 (技能) 141,000円	技能修得資金貸付期間中3年以内	知識、技能修得(医療)後6か月	10年以内	無利子
	医療介護資金借受期間中の生活費補給資金			医療介護資金貸付期間中1年以内		7年以内	
	配偶者のいない女子になって5年未満の家庭への生活補給資金又は失業中の生活費補給資金			生活安定貸付後2年以内又は離職した日の翌日から1年以内	貸付期間満了後6か月	生活安定8年以内 失業5年以内	年3%
住宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	一般 1,500,000円 災害等により住宅が全壊した場合等 2,000,000円		6か月	6年以内 (災害等は7年以内)	年3%
転宅資金	母子家庭の母 寡婦	住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000円		6か月	3年以内	年3%

融資の名称		内容・資格・条件等						
資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率	
母子・寡婦福祉資金	就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 39,500 円 中学校 46,100 円 高校等 公立(自宅) 75,000 円 (自宅外) 85,000 円 私立(自宅) 410,000 円 (自宅外) 420,000 円 大学・短大等 公立(自宅) 370,000 円 (自宅外) 380,000 円 私立(自宅) 580,000 円 (自宅外) 590,000 円		6 か月	20 年以内専修学校(一般課程は 5 年以内)	年 3%
	結婚資金	母子家庭の母 寡婦	母子家庭の母が扶養する児童、寡婦が扶養する 20 歳以上の子の結婚に際し、必要な資金	300,000 円		6 か月	5 年以内	年 3%
	特例児童扶養資金	母子家庭の母 父母のいない児童	児童扶養手当の全部又は一部の給付制限を受け、かつ、前年の収入が一定額未満である配偶者のいない女子	平成 14 年 7 月分の児童扶養手当支給額と貸付申請時の児童扶養手当支給額との差額	18 歳未満の児童を扶養する期間中 5 年をこえない範囲	6 か月	10 年以内	無利子

融資の名称	内容・資格・条件等				
災害援護資金貸付金	<p>実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例に定めるところにより実施する。            対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。            貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者</p>				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 1,500,000円	年3%  〔措置期間は無利子〕	3年  〔特別の事情がある場合は5年〕	10年  〔措置期間を含む〕	半年賦  年賦
	② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円				
	イ 住宅の半壊 1,700,000円				
	ウ 住宅の全壊(1の場合を除く) 2,500,000円				
エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円					
③ ①と②とが重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円 ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円					
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア ②のイの場合 2,500,000円 イ ②のウの場合 3,500,000円 ウ ③のイの場合 3,500,000円					

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助
北海道市町村	母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等													
災害復興住宅資金	1 融資対象者 ・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方 (1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人または住居者で、地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた方 (2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入または補修する方 (3) 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている方													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">年 収</td> <td style="width: 40%;">400 万円未満</td> <td style="width: 40%;">400 万円以上</td> </tr> <tr> <td>総返済負担率</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table>					年 収	400 万円未満	400 万円以上	総返済負担率	30%以下	35%以下			
	年 収	400 万円未満	400 万円以上											
	総返済負担率	30%以下	35%以下											
	(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方													
	2 融資条件													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 20%;">建設</th> <th style="width: 20%;">新築購入</th> <th style="width: 20%;">リユース（中古）購入</th> <th style="width: 30%;">補修</th> </tr> </table>					区分	建設	新築購入	リユース（中古）購入	補修				
	区分	建設	新築購入	リユース（中古）購入	補修									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">住宅の規格 建築基準法</td> <td colspan="4" style="padding: 2px;">各戸に居室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体による現場審査を受けること</td> </tr> </table>					住宅の規格 建築基準法	各戸に居室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体による現場審査を受けること							
	住宅の規格 建築基準法	各戸に居室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体による現場審査を受けること												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">住宅部分 床面積</td> <td style="width: 20%;">13㎡以上 175㎡以下</td> <td style="width: 20%;">50㎡以上（共同建ての場合は30㎡以上） 175㎡以下</td> <td style="width: 20%;">50㎡以上（共同建ての場合は30㎡以上） 175㎡以下</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table>					住宅部分 床面積	13㎡以上 175㎡以下	50㎡以上（共同建ての場合は30㎡以上） 175㎡以下	50㎡以上（共同建ての場合は30㎡以上） 175㎡以下					
	住宅部分 床面積	13㎡以上 175㎡以下	50㎡以上（共同建ての場合は30㎡以上） 175㎡以下	50㎡以上（共同建ての場合は30㎡以上） 175㎡以下										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">敷地面積</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">100㎡以上 （一戸建ての場合）</td> <td style="width: 20%;">1建物当たり 100㎡ （一戸建て等の場合）</td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table>					敷地面積		100㎡以上 （一戸建ての場合）	1建物当たり 100㎡ （一戸建て等の場合）					
	敷地面積		100㎡以上 （一戸建ての場合）	1建物当たり 100㎡ （一戸建て等の場合）										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">築年数</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 20%;">申込受付日から2年前の日以降に竣工した住宅又は竣工前の住宅</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> </tr> </table>					築年数		申込受付日から2年前の日以降に竣工した住宅又は竣工前の住宅						
築年数		申込受付日から2年前の日以降に竣工した住宅又は竣工前の住宅												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">融資限度額</td> <td style="width: 20%;">耐火構造 準耐火構造 （高耐久、補修を除く）</td> <td style="width: 20%;">建設資金 1,460 万円 土地取得資金 970 万円 整地資金 380 万円</td> <td style="width: 20%;">購入資金 2,430 万円 うち土地取得資金 970 万円</td> <td style="width: 30%;">購入資金 2,130 万円 うち土地取得資金 970 万円 （リユース<sup>®</sup>ラス） 購入資金 2,430 万円 うち土地取得資金 970 万円 ※木造は下段</td> </tr> </table>					融資限度額	耐火構造 準耐火構造 （高耐久、補修を除く）	建設資金 1,460 万円 土地取得資金 970 万円 整地資金 380 万円	購入資金 2,430 万円 うち土地取得資金 970 万円	購入資金 2,130 万円 うち土地取得資金 970 万円 （リユース <sup>®</sup> ラス） 購入資金 2,430 万円 うち土地取得資金 970 万円 ※木造は下段					
融資限度額	耐火構造 準耐火構造 （高耐久、補修を除く）	建設資金 1,460 万円 土地取得資金 970 万円 整地資金 380 万円	購入資金 2,430 万円 うち土地取得資金 970 万円	購入資金 2,130 万円 うち土地取得資金 970 万円 （リユース <sup>®</sup> ラス） 購入資金 2,430 万円 うち土地取得資金 970 万円 ※木造は下段										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">木造 （一般）</td> <td style="width: 20%;">建設資金 1,400 万円 土地取得資金 970 万円 整地資金 380 万円</td> <td style="width: 20%;">購入資金 2,370 万円 うち土地取得資金 970 万円</td> <td style="width: 20%;">購入資金 1,920 万円 うち土地取得資金 970 万円</td> <td style="width: 30%;">補修資金 590 万円 移転資金 380 万円 整地資金 380 万円</td> </tr> </table>					木造 （一般）	建設資金 1,400 万円 土地取得資金 970 万円 整地資金 380 万円	購入資金 2,370 万円 うち土地取得資金 970 万円	購入資金 1,920 万円 うち土地取得資金 970 万円	補修資金 590 万円 移転資金 380 万円 整地資金 380 万円					
木造 （一般）	建設資金 1,400 万円 土地取得資金 970 万円 整地資金 380 万円	購入資金 2,370 万円 うち土地取得資金 970 万円	購入資金 1,920 万円 うち土地取得資金 970 万円	補修資金 590 万円 移転資金 380 万円 整地資金 380 万円										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">返済期間</td> <td style="width: 20%;">耐火構造 準耐火構造 （高耐久）</td> <td style="width: 20%;">35 年以内</td> <td style="width: 20%;">35 年以内</td> <td style="width: 30%;">リユース<sup>®</sup>ラス住宅・マンション 35 年以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>木造 （一般）</td> <td>25 年以内</td> <td>25 年以内</td> <td>リユース住宅・マンション 25 年以内</td> </tr> </table>					返済期間	耐火構造 準耐火構造 （高耐久）	35 年以内	35 年以内	リユース <sup>®</sup> ラス住宅・マンション 35 年以内		木造 （一般）	25 年以内	25 年以内	リユース住宅・マンション 25 年以内
返済期間	耐火構造 準耐火構造 （高耐久）	35 年以内	35 年以内	リユース <sup>®</sup> ラス住宅・マンション 35 年以内										
	木造 （一般）	25 年以内	25 年以内	リユース住宅・マンション 25 年以内										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">据置期間</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">3 年以内</td> <td style="width: 30%;">1 年以内 （返済期間に含む）</td> </tr> </table>					据置期間	3 年以内			1 年以内 （返済期間に含む）					
据置期間	3 年以内			1 年以内 （返済期間に含む）										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">貸付金利</td> <td colspan="4">年 1.77%（平成 23 年 7 月 21 日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください）</td> </tr> </table>					貸付金利	年 1.77%（平成 23 年 7 月 21 日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください）								
貸付金利	年 1.77%（平成 23 年 7 月 21 日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください）													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">受付期間</td> <td colspan="4">り災日（市町村等が交付する「り災証明書」に記載される「り災日」）から 2 年間</td> </tr> </table>					受付期間	り災日（市町村等が交付する「り災証明書」に記載される「り災日」）から 2 年間								
受付期間	り災日（市町村等が交付する「り災証明書」に記載される「り災日」）から 2 年間													

取扱機関等	関係法令等	備 考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター （被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420）	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業 セーフティネット 資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔 災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。 〕
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定就農者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあつては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること ②一元的に経理を行っていること ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること ④農用地利用集積の目標を定めていること ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること
	貸付限度額	600万円 〔 ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額とすることができる。 〕
	償還期間	10年以内（うち据置き3年以内）
	貸付利率	年0.6～1.05%（H24.4.28現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
市町村 株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法	

取扱機関等	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	貸付の対象	(ア) 被害農業者 (イ) 被害林業者 (以下「農林漁業者」という) (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	融資額	農林漁業者 2,000,000円 (北海道 3,500,000円) (法令で定める資金 5,000,000円 (法人 25,000,000円)) 漁具購入 50,000,000円
	償還期間	農林漁業者 6年以内 (激甚災害法適用 7年以内) 農林漁業者 損失額の割合 10%以上で一定の要件に該当する者
	貸付利率	年 6.5%以内 損失額の割合 30%以上の者 年 5.5%以内 特別被害地域の特別被害農業者 年 3.0%以内
	※実際に適用される貸付条件は、災害の都度政令で定められる。	
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (災害復旧))	貸付の対象	農畜舎、農作物育成管理用施設、農産物処理加工施設、農機具、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設等農業施設、畜産環境保全林の改良、造成又は取得、果樹の植栽又は補植
	貸付限度	1 施設当たり 3,000,000円 (特認 6,000,000円) 又は貸付対象事業費×0.8のいずれか低い額
	貸付期間	15年 (うち据置 3年) 以内。ただし、果樹の改植は 25年 (うち据置 10年) 以内
	貸付利率年	0.75～1.35% (H23.2.21 現在)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 水産業施設資金 (災害復旧)	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度	1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船 1,000万円その他施設 300万円 1及び2のいずれか低い額
	貸付期間	15年以内 (うち据置 3年以内)
	貸付利率年	0.75～1.45% (H24.4 現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道 市町村 金融機関	天災融資法	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災の都度、政令で指定される天災資金の借受資格者 (被害農林漁業者等) ・被害農林者 農作物等の減収量が平年収穫量の 30%以上で、かつ損失額が平年の農業総収入額の 10%以上、又は、果樹等の損失額がその者の栽培する果樹等の被害時の価格の 30%以上のもの ・被害林業者 林作物の損失額が平年の林業総収入額の 10%以上、又は炭焼がま、しいたけほだ木等の損失額が当該施設の被害時の価格の 50%以上のもの ・被害漁業者 魚類の損失額が平年の漁業総収入額の 10%以上、又は漁船等の損失額が当該施設の被害時の価格の 50%以上のもの ・被害組合 農業協同組合、森林組合、水産業協同組合等で、その所有し、又は管理する施設、在庫品につき著しい被害を受けたもの
北海道 株式会社日本政策金融公庫及び 農林中央金庫等 公庫の事務受託 金融機関	株式会社日本 政策金融公庫法	主務大臣指定災害復旧資金

取扱機関等	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	造林地の災害復旧を行う林業を営む者（地方公共団体を含む）及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額、但し、計画森林にあっては、90%相当額 35年以内（20年以内の据置期間含む） 0.60～1.40%（H24.4.18現在）
樹苗養成資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	苗畑用地及びかんがい配水施設等の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 15年以内（5年以内の据置期間含む） 0.60～1.40%（H24.4.18現在）
林道資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	自動車道、軽車道、索道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む）の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額 20年以内（3年以内の据置期間含む） 0.60～1.40%（H24.4.18現在）
農林漁業施設資金 （主務大臣指定施設） 林業施設資金 （災害復旧）	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業素材産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額 15年以内（3年以内の据置期間含む） 0.60～1.40%（H24.4.18現在）
共同利用施設 資金	貸付の対象 貸付限度額 償還期間 貸付利率	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う森林組合、同連合会、農業協同組合、同連合会及び林業者が組合員の過半を占める中小企業等協同組合 貸付を受ける者の負担する額の80%相当 20年以内（3年以内の据置期間含む） 0.60～1.40%（H24.4.18現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	主務大臣指定災害復旧資金

取扱機関等	内容・資格・条件等	
林業経営維持資金	貸付の対象	樹苗又は特用林産物に係る災害で資金を要する林業を営む個人（但し、農林水産業所得が平年度における総所得の過半を占め、かつ、その経営する森林面積が 80ha を超えない者）及び林業を営む法人（但し、合名会社、合資会社、有限会社及び株式会社に限る。）並びに森林組合合同連合会等（但し、前期の者に転貸する場合に限る。）
	貸付限度額	個人 60 万円（但し、標準伐期齢以上の林齢の立木を有するときは、その立木の評価額を 60 万円から控除した額） 法人 800 万円
	償還期間	20 年以内（原則一括払い）
	貸付利率	1.00～1.70%
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の 1.5 倍以内、但し、2 千万円未満は 2 千万円まで災害救助法適用市町村は 4 千万円まで
	償還期間	6 ヶ月
	融資利率	年利率 3.00%

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京 UFJ 銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の 2 倍（その額が 2 千万円に満たないときは 2 千万円）以内とする。但し、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等	
中小企業総合振興資金 「セーフティネット貸付（災害貸付）」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。</li> <li>・融資条件</li> </ul>	
	融資対象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第 2 条第 3 項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの
	資金使途	設備資金 運転資金
	融資金額	8,000 万円 5,000 万円
	融資期間	10 年以内（据置 2 年以内） 7 年以内（据置 2 年以内）
	融資利率	[固定金利] 5 年以内 年 1.30% 10 年以内 年 1.50% [変動金利] 年 1.30% (融資期間が 3 年超の場合選択可)
	担保・償還方	取扱金融機関の定めるところによる
	信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、信用金庫、信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等			
勤労者福祉資金	区 分	中小企業に働く方	季節労働者の方	離職者の方
	融 資 対 象 者	中小企業に勤務する方（育児・介護休業中の方も含む） 前年の総所得が 600 万円以下の方	2 年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が 600 万円以下の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②貸確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	融 資 金 額	中小企業に働く方・季節労働者の方 120 万円以内 中小中小企業に働く方・離職者の方 100 万円以内		
	融 資 期 間	8 年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		5 年以内 （6 か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
	融 資 利 率	年 1.60%	年 0.60%	
	償 還 方 法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可		
	信 用 保 証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要	

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

## 第5章—別表5 被災者生活再建支援法について

	内容・資格・条件等																													
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援することを目的とする。																													
制度の対象となる自然災害	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>①災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>②10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>(2) 支援対象世帯</p> <p>①住宅が全壊した世帯</p> <p>②住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯</p> <p>③災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯</p> <p>④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）</p>																													
支給条件	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>下表に示す限度額の範囲内で、①～⑧の経費に対して支給される。</p> <table border="1" data-bbox="443 1025 1433 1200"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">合 計</th> </tr> <tr> <th></th> <th>①～④</th> <th>⑤～⑧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>複数（2人以上）世帯</td> <td>300万円</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>単数（1人）世帯</td> <td>225万円</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>①通常又は特別な事情により生活に必要な物品の購入費又は修理費</p> <p>②自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費</p> <p>③住居の移転費又は移転のための交通費</p> <p>④住宅を賃借する場合の礼金</p> <p>⑤民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）</p> <p>⑥住宅の解体（除却）・撤去・整地費</p> <p>⑦住宅の建設、購入又は補修のための借入金等の利息</p> <p>⑧ローン保証料、その他住宅の建替等に係る諸経費</p> <p>（注）大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度）</p> <p>（注）長期避難世帯の特例として避難指示が解除された後、従前居住していた市町村内に居住する世帯は、更に①、③の経費について合計金額の範囲内で70万円を限度に支給</p> <p>（注）他の都府県へ移転する場合は⑤～⑧それぞれの限度額の1/2</p> <p>(2) 支給に係るその他の要件</p> <table border="1" data-bbox="443 1704 1433 1951"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年収等の要件</th> <th colspan="2">支給限度額</th> </tr> <tr> <th>複数世帯</th> <th>単数世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（年収）≤500万円の世帯</td> <td>300万円</td> <td>225万円</td> </tr> <tr> <td>500万円&lt;（年収）≤700万円の世帯</td> <td>75万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>700万円&lt;（年収）≤800万円の世帯 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯</td> <td>150万円</td> <td>112.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）要援護世帯：心神喪失・重度知的障害者、1級の精神障害者、1、2級の身体障害者などを構成員に含む世帯</p>		合 計				①～④	⑤～⑧	複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円	単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円	年収等の要件	支給限度額		複数世帯	単数世帯	（年収）≤500万円の世帯	300万円	225万円	500万円<（年収）≤700万円の世帯	75万円	150万円	700万円<（年収）≤800万円の世帯 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円
	合 計																													
		①～④	⑤～⑧																											
複数（2人以上）世帯	300万円	100万円	200万円																											
単数（1人）世帯	225万円	75万円	150万円																											
年収等の要件	支給限度額																													
	複数世帯	単数世帯																												
（年収）≤500万円の世帯	300万円	225万円																												
500万円<（年収）≤700万円の世帯	75万円	150万円																												
700万円<（年収）≤800万円の世帯 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯	150万円	112.5万円																												
補助金の交付	被災者生活再建支援法人が支給する支援金の2分の1に相当する額を国が補助																													

	内容・資格・条件等
支 援 金 の 支 給 申 請 等	<p>(1) 申請期間            基礎支援金については、災害発生日から起算して13月以内、加算支援金については災害発生日から起算して37月以内とする。</p> <p>(2) 申請時の添付書類            ① 基礎支援金：り災証明書、住民票等            ② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃貸等）等</p> <p>(3) 支援金支給に係る手続き</p> <pre>           graph LR             A[都道府県] -- "◇基金の拠出 ◇支援金支給事務委託" --&gt; C[被災者生活再建支援法人 (財団法人 都道府県会館)]             B[国] -- "◇補助金交付 (支援金の1/2)" --&gt; C             D[被災世帯] -- "申請 (市町村・都道府県経由)" --&gt; E[市町村]             E -- "支援金支給" --&gt; C           </pre>

# 地 第3章一別表1 気象庁震度階級関連解説表

(平成21年3月 気象庁)

## 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## ● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。」

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある <sup>*</sup> 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>*</sup> 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が繋がりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## ● 大規模構造物への影響

長周期地震動 <sup>*</sup> による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

# 様 式

## 第3章－様式1 注意報、警報並びに情報等受理票

### 注意報、警報並びに情報等受理票

決 裁	町 長	副町長	課 長	主 幹	係 長	係	合 議
発信日時	年	月	日	午前 午後	時	分	電話・電報・防災無線 その他（ ） 連絡
発信者					受信者	④	
予警報の 種 類					発表時刻	時	分
						発表機関	
受 理 事 項	<div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div>						
処 理 方 法	<div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div> <div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 20px;"></div>						

## 第4章—様式1 水防活動実施報告書

### 水 防 活 動 実 施 報 告 書

自 年 日

(市町村名 )

至 年 日

区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分				備 考
	団体数	活動延 人 員	主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	使 用 資 材 費				
						団体数	主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	
		人	円	円	円	円	円	円	円	
県(都道府)分 前 回 迄										
月 分	( )									
月 分	( )									
月 分	( )									
月 分	( )									
月 分	( )									
小 計										
累 計										
水防管理団体分 前 回 迄										
月 分	( )									
月 分	( )									
月 分	( )									
月 分	( )									
月 分	( )									
小 計										
累 計										

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の( )書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

## 第5章－様式1 災害情報

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月 日 時 分現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関 (振興局・市町村名等)		受信機関 (振興局・市町村名等)		
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)		
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の 状況	雨量			
	河川水位			
	潮位波高			
	風速			
	その他			
ライフライン 関係の 状況	道路			
	鉄道			
	電話			
	水道 (飲料水)			
	電気			
	その他			
(1) 災害対策本部等の 設置状況	(名 称) (設置日時)	月	日	時 分設置
	(名 称) (設置日時)	月	日	時 分設置
(2) 災害救助法の適用 状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		避難指示				
		避難勧告				
		自主避難				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(7) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他（住民等）		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

第5章—様式2 被害状況報告（速報 中間 最終）

				月 日 時現在					
災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因					
災害発生場所									
発信	機関（市町村）名		機関（市町村）名		受信				
	職・氏名		職・氏名						
	発信日時		受信日時						
項目		件数等	被害金額（千円）	項目					
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	河川	箇所				
	行方不明	人			箇所				
	重症	人			箇所				
	軽症	人			箇所				
	計	人			箇所				
② 住家被害	全壊	棟		⑤ 土木被害	道工事				
		世帯					箇所		
		人					箇所		
	半壊	棟					箇所		
		世帯					箇所		
		人					箇所		
	一部破損	棟					箇所		
		世帯					箇所		
	床上浸水	棟					箇所		
		世帯					箇所		
床下浸水	棟	箇所							
	世帯	箇所							
計	棟	箇所							
③ 非住家被害	全壊	公共建物		⑥ 水産被害	漁船	沈没流出			
		その他				棟	隻		
	半壊	公共建物				棟	破損	隻	
		その他				棟	計	隻	
	計	公共建物				棟	漁港施設	箇所	
		その他				棟	共同利用施設	箇所	
④ 農業被害	農地	田	流出・埋没等	ha	⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所	
			浸冠水	ha				治山施設	箇所
		畑	流出・埋没等	ha				林地	箇所
			浸冠水	ha				林産物	箇所
	農作物	田	ha	その他				箇所	
		畑	ha	小計				箇所	
	農業用施設	箇所	一般民有林	林地				箇所	
	共同利用施設	箇所		治山施設				箇所	
	営農施設	箇所		林地				箇所	
	畜産被害	箇所		林産物				箇所	
その他	箇所	その他		箇所					
計		小計	箇所						
		計	箇所						

項目			件数等	被害金額 (千円)	項目			件数等	被害金額 (千円)	
⑧衛生被害	水道	箇所			⑪社会教育施設被害			箇所		
	病院	公立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所			
		個人	箇所			法人	箇所			
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所			計			箇所	
		し尿処理	箇所			⑬その他	鉄道不通	箇所		
火葬場	箇所			鉄道施設	箇所					
計	箇所			被害船舶	隻					
⑨商工被害	商業	件			空港		箇所			
	工業	件			水道		戸		—	
	その他	件			電話		回線		—	
	計	件			電気		戸		—	
⑩公立文教施設	小学校	箇所			ガス		戸		—	
	中学校	箇所			ブロック塀等		箇所			
	高校	箇所			都市施設		箇所			
	その他文教施設	箇所			計		—			
	計	箇所			被害総額					
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建物	件			
罹災世帯数			世帯			危険物	件			
罹災災者数			人			その他	件			
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人		
災害対策本部の設置状況	道 (支庁)									
	市町村名	名称				設置日時	廃止日時			
災害救助法適用市町村名										
補足資料 (※別葉で報告) <input type="checkbox"/> 災害発生場所 <input type="checkbox"/> 災害発生年月日 <input type="checkbox"/> 災害の種類概況 <input type="checkbox"/> 人的被害 (個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取り扱い注意 <input type="checkbox"/> 応急対策の状況 ・ 避難場所の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況   ほか										

## 第5章—様式3 公用令書等（別表 第1号様式～第6号様式）

### 別表 第1号様式

従 事 第 号  公 用 令 書  住 所 氏 名  災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力 を命ずる。  年 月 日  処分権者 <span style="float: right;">㊟</span>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; padding: 2px;">従事すべき業務</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">従事すべき場所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">従事すべき期間</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">出頭すべき日時</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">出頭すべき場所</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考</td> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </table>	従事すべき業務		従事すべき場所		従事すべき期間		出頭すべき日時		出頭すべき場所		備 考	
従事すべき業務												
従事すべき場所												
従事すべき期間												
出頭すべき日時												
出頭すべき場所												
備 考												

（備考）用紙は、日本工業規格A4とする。

### 別表 第2号様式

保 管 第 号  公 用 令 書  住 所 氏 名  災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。  年 月 日  処分権者 <span style="float: right;">㊟</span>																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; padding: 2px;">保管すべき物資の種類</th> <th style="width: 10%; padding: 2px;">数量</th> <th style="width: 20%; padding: 2px;">保管すべき場所</th> <th style="width: 20%; padding: 2px;">保管すべき期間</th> <th style="width: 10%; padding: 2px;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table>	保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考																				
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考																					

（備考）用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第3号様式

管 理 第 号  公 用 令 書  住所 氏名  管理 災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 収用 を使用する。  年 月 日  処分権者 <span style="float: right;">㊟</span>																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">名 称</th> <th style="width: 12.5%;">数 量</th> <th style="width: 12.5%;">所 在 場 所</th> <th style="width: 12.5%;">範 囲</th> <th style="width: 12.5%;">期 間</th> <th style="width: 12.5%;">引 渡 月 日</th> <th style="width: 12.5%;">引 渡 場 所</th> <th style="width: 12.5%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																																
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考																																	

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第4号様式

変 更 第 号  公 用 変 更 令 書  住所 氏名  災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号） にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これ を交付する。  年 月 日  処分権者 <span style="float: right;">㊟</span>		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">変更した処分の内容</td> </tr> <tr> <td style="height: 100px;"> </td> </tr> </table>	変更した処分の内容	
変更した処分の内容		

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第5号様式

取 消 第 号	公 用 取 消 令 書
	住所 氏名
災害対策基本法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第号） にかかると処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年 月 日	
処分権者 <span style="float: right;">㊟</span>	

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とする。

別表 第6号様式

No. ....	防 災 立 入 検 査 票
所 属 職 名 氏 名	年 月 日生
上記の者は災害対策基本法第71条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。	
平成 年 月 日交付	
	和寒町長 <span style="float: right;">㊟</span> 交付責任者 <span style="float: right;">㊟</span>

※規格 縦6センチ 横9センチとする。

(裏)

注 意
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければならない。

### 第5章—様式4 避難所収容台帳（避難所）

(避難所)

管理者 認 印	月 日	収容人員	物資使用状況		記事	備考
			品名	数量		
計 ( 日間)						

注) 1. 「収容人員欄」は、当日の最高収容人員数を記入し、収容人員数の増減経過は、「記事欄」に記入すること。

2. 物資の使用状況は、開設期間中に使用した品目及び使用数量を記入すること。

3. 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考欄」に記入すること。

### 第5章—様式5 避難所設置及び収容状況（和寒町）

(和寒町)

避難所の 名称	所在地	種別	開設機関		実人員 (人)	開設 日数 (日間)	延人員	備考
			月 日から 月 日まで					
計		既存建物						
		野外仮設						

注) 1. 「種別欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合に区分すること。

2. 「計欄」は、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。

## 第5章—様式6 規制の標識等



### 備考

1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
2. 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
3. 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
4. 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

## 第5章—様式7 緊急通行車両確認証明書

第 号	緊急通行車両確認証明書	年 月 日	
		知 事 ⑩	公安委員会 ⑩
番号標に標示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員または品名）			
使用者	住所		
	氏名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備 考 用紙は日本工業規格A5とする。

## 第5章—様式8 世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

世帯構成員別 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学校	中学校
全 壊（焼）													
流 失													
半 壊（焼）													
床上（下）浸水													

## 第5章－様式9 物資購入（配分）計画表

年 月 日 時現在

世帯		人世帯				人世帯				人世帯				計				備考
		円				円				円								
品目	単価	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	
計																		

- 注) 1. 本表は、全壊（焼）、流出世帯分と半壊（焼）、床上（下）浸水世帯分に分けて作成すること。  
 2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。  
 3. 各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

## 第5章－様式10 物資受払簿

品目	単位			残	備考
年月日	摘要	受	払		
計	道調達分				
	町調達分				

- 注) 1. 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出し先を記入すること。  
 2. 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。  
 3. 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

## 第5章—様式11 物資給与及び受領簿

住家被害 程度区分	1 全壊(焼) 3 半壊(焼)	2 流失 4 床上(下)浸水	給与(貸与)の基礎と なつた世帯構成員数	人	男 女	人 人
--------------	--------------------	-------------------	-------------------------	---	--------	--------

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

世帯主 氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

連絡先(避難所・電話番号等) \_\_\_\_\_

給付(貸与)年月日	品名	数量	備考

## 第5章—様式12 物資の給与状況

(和寒町)

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となつた 世帯構成員 (人)	給与月日 (月 日)	物資給与の品目				実支 出額 (円)	備考
				布団	毛布	〇〇			
計	全壊	世帯							
	半壊	世帯							

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年 月 日

給与責任者 氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

- 注) 1. 住家の被害程度に、全壊(焼)、流出又は半壊(焼)、床上(下)浸水の別を記入すること。  
 2. 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。  
 3. 「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

## 第5章－様式13 消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要 請 機 関	和 寒 町 役 場						
		担当者職氏名							
		連 絡 先	TEL			FAX			
災害の状況・派遣理由	覚 知	年		月		時		分	
	災害発生日時	年		月		時		分	
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災 害 発 生 状 況 ・ 措 置 状 況								
派遣を必要とする区域						希望する 活動内容			
気象の状況									
離着陸場の状況		離着陸場名							
		特 記 事 項	(照明・Ⓜマーク、吹き渡し、離着陸場の状況 (障害物等) ほか)						
必要とする資機材						現地での資機材確保状況			
						特 記 事 項			
傷病者の搬送先						救急自動車等の手配状況			
他機関の応援状況		他に応援要請している機関名							
		現場付近で活動中の航空機の状況							
現地最高指揮者		(機関名) (職・氏名)							
無線連絡方法		(周波数) Hz							
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

## 第5章—様式14 救急患者の緊急搬送情報伝達票

要請年月日	年	月	日	時	分
1 要請市町村名	和寒町	電話	FAX		
担当者	課名	職名	氏名		
2 依頼病院名	電話				
所在地					
担当者（医師名）	医師		氏名		
3 受入れ医療機関名					
所在地					
電話		FAX			
受入れ医療機関の了承 有 ・ 無					
4 ふりがな 患者氏名	生年月日	年	月	日生	歳 男・女
	体 重	kg		職業	
ふりがな 住 所					
ふりがな 病 名					
5 付添搭乗者（医師、看護師の所属：依頼病院 ・ 受入医療機関）					
氏 名	医師		年齢	歳	体重 kg
	看護師				
	付添人	続柄			
6 運航上の必要事項					
(1) 患者に装備されている医療機器の状況					
①点滴（規格 ×、重量 g）②保育器（規格 <sup>H</sup> × <sup>W</sup> × <sup>L</sup> 、重量 g）					
③酸素吸入器（規格 ×、重量 g）					
④その他（名称 ×、規格 ×、重量 g）					
(2) 積載される機器の種類、重量及び規格					
①依頼病院		kg	kg	kg	
②受入れ医療機関		kg	kg	kg	
現 地 離 着 陸 場				メモ	

## 第5章—様式15 自衛隊の災害派遣要請

年 第 号  
月 日

北 海 道 知 事 様

和 寒 町 長

㊟

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣を要請願います。

記

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項  
(作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

※ 連絡責任者（所属課・係、職名、氏名）及び連絡先を必ず明記のこと。

## 第5章—様式16 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請

年 第 号  
月 月 日

北 海 道 知 事 様

和寒町長 ㊟

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付け（要請文書番号）をもって要請した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収されるよう要請願います。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分



和寒町地域防災計画  
－ 資料編 －

---

平成25年6月  
和寒町防災会議  
事務局 和寒町総務課